

令和6年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

刑 法

以下の問題④から問題⑩までの4問のうち、3問について解答しなさい。なお、どの問題について解答したのか、きちんと記号を解答用紙に明記すること（明記の無い場合には大幅な減点となる）。

問題④

XとYは2人で銀行強盗を計画し、その際、逃げる途中で追ってくる者があれば、拳銃で射殺することで互いに合意した。そしてその後、首尾よく銀行強盗に成功して走って逃げる際に、XとYは銀行のガードマンAに追跡されることになった。そのとき、後ろを走っていてAに追いつかれそうになったYは、前を走っていたXに「このガードマンを撃て！」と叫んだ。そこでXは走りながら拳銃をAの方に向けて、逃げなければならない以上、ガードマンAに弾が当たって死んでしまうかもしれないが、それでも構わないと考えつつ、走りながら後方に拳銃の弾を1発発射した。しかしその弾は誤ってYの足に当たり、Yは負傷して転倒した。AはYの身柄を確保しつつ、Yのケガの手当てをする必要からそこに足止めされることになった。拳銃の弾がYにあたり、Aには当たらなかったということをXはわかっており、また拳銃にまだ数発の弾が残っていて発砲できる状態にあることもXは知っていたが、これによってAが追跡してこなくなったので、Xはそれ以上の発砲をやめて、そのまま逃走した。

XとYの罪責について論ぜよ（特別法違反の点を除く）。

問題⑤

被害者の同意の事例において、被害者が、事実に関する錯誤に基づき同意を与えた場合と、動機に関する錯誤に基づき同意を与えた場合とで、その効果にどのような違いがあるか？それぞれの場合の具体例を挙げつつ、説明せよ。

問題⑥

Xはかねてより恨みのあったAを殺害した。その殺害直後、ふと見るとAの胸ポケットから財布が見えているのに気づき、行きずりの強盗犯の仕業に見せかけるため、その財布を奪って逃走した。その逃走直後、XともAとも無関係な第三者であるYがたまたま通りかかり、Aが死んでいることを知りつつ、Aの死体が腕にはめていた腕時計を奪った。X、Yそれぞれの罪責を（理由もつけて）検討せよ。

問題⑦

以下の(1)および(2)に解答しなさい（なお、その際に「共犯の処罰根拠」についてどのように考えるかも踏まえて、必要であればそれに関する説明を加えること）。

- (1)罰金以上の刑に当たる罪の犯人Tの親族Mが、Tと親族関係のない第三者NにTの蔵匿を教唆してかくまってもらった場合について、M、Nの罪責を検討せよ。
- (2)罰金以上の刑に当たる罪の犯人X自身が、Xと親族関係のない第三者Yにかくまってくれるよう頼んでかくまってもらった場合について、X、Yの罪責を検討せよ（ただしXの「罰金以上の刑に当たる罪」自体についての検討はしなくてよい）。

以 上